

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（平成十九年広島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第一条（略） （知事の職務を代理する副知事の順序） 第一順位 副知事 玉井優子 第二順位 副知事 山根健嗣	第一条（略） （知事の職務を代理する副知事の順序） 第一順位 副知事 田邊昌彦 第二順位 副知事 玉井優子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。